

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（4件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 2
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 6

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【建築都市局住宅部住宅管理課】 10
- 一般競争入札による市有財産の売払い【建築都市局住宅部住宅整備課】 13
- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】 16
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 17

北九州市告示第 260 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 29 年 5 月 19 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

木下自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	末次正	北九州市小倉南区大字木下 1 1 4 番地 4
変更後	山邊強	北九州市小倉南区大字木下 6 5 2 番地 1

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市小倉南区大字木下 1 1 4 番地 4
変更後	北九州市小倉南区大字木下 6 5 2 番地 1

4 変更年月日

平成 29 年 4 月 1 日

北九州市告示第 261 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 29 年 5 月 19 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

鉄竜二丁目自治町会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	下川信治郎	北九州市八幡西区鉄竜二丁目 18 番 6 号
変更後	中村末高	北九州市八幡西区鉄竜二丁目 14 番 12 号

3 変更年月日

平成 29 年 4 月 9 日

北九州市告示第 262 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 29 年 5 月 19 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

八幡西区的場自治町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	伊藤洋行	北九州市八幡西区的場町 21 番 2 号
変更後	杉野 豊	北九州市八幡西区的場町 6 番 2 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市八幡西区的場町 21 番 2 号
変更後	北九州市八幡西区的場町 6 番 2 号

4 変更年月日

平成 29 年 4 月 1 日

北九州市告示第263号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成29年5月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

市瀬自治区会

2 代表者の変更

変更年月日	変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
—	変更前	西村正利	北九州市八幡西区市瀬一丁目7番33-701号
平成26年4月20日	変更後	高木輝政	北九州市八幡西区市瀬一丁目7番32-301号
平成28年4月17日	変更後	森 照重	北九州市八幡西区市瀬一丁目3番13号

3 主たる事務所の変更

変更年月日	変更前後の別	主たる事務所の住所
—	変更前	北九州市八幡西区市瀬一丁目7番33-701号
平成26年4月20日	変更後	北九州市八幡西区市瀬一丁目7番32-301号
平成28年4月17日	変更後	北九州市八幡西区市瀬一丁目3番13号

北九州市告示第 264 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 5 月 19 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	平成 29 年 4 月 10 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番 西海岸自転車保管所
J R 門司港駅周辺地区	3 台	平成 29 年	

自転車放置禁止区域		4月10日	
門司区内自転車放置禁止区域外	1台	平成29年 4月12日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	26台	平成29年 4月7日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	27台	平成29年 4月13日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	9台	平成29年 4月20日	
小倉北区内自転車放置禁止区域外	9台	平成29年 4月5日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	5台	平成29年 4月7日	
	2台	平成29年 4月12日	
	6台	平成29年 4月14日	
	3台	平成29年 4月19日	
	18台	平成29年 4月20日	
	4台	平成29年 4月21日	

	2台	平成29年 4月25日	
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	6台	平成29年 4月19日	北九州市小倉南区八重洲町 16番 八重洲自転車保管所
J R 朽網駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1台	平成29年 4月11日	
小倉南区内自転車放置 禁止区域外	2台	平成29年 4月12日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
	1台	平成29年 4月13日	
	2台	平成29年 4月18日	
	3台	平成29年 4月20日	
	4台	平成29年 4月26日	
若松区内自転車放置禁 止区域外	2台	平成29年 4月11日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
	2台	平成29年 4月20日	
八幡東区内自転車放置 禁止区域外	2台	平成29年 4月13日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
	1台	平成29年 4月24日	

J R 折尾 駅周辺地区自 転車放置禁止区域	6 台	平成 2 9 年 4 月 1 8 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
J R 陣原 駅周辺地区自 転車放置禁止区域	7 台	平成 2 9 年 4 月 6 日	
J R 本城 駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 3 台	平成 2 9 年 4 月 1 2 日	
J R 九州工大前 駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	1 5 台	平成 2 9 年 4 月 7 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所
	1 3 台	平成 2 9 年 4 月 1 4 日	
戸畑区内自転車放置禁 止区域外	2 台	平成 2 9 年 4 月 1 1 日	
	2 台	平成 2 9 年 4 月 2 0 日	

北九州市公告第339号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年5月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

平成29年度北九州市営住宅火災警報器の借入れ及び保守業務 一式

(2) 履行の内容等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 平成29年7月28日から平成39年3月31日まで

(4) 履行場所 市の指示する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成29年6月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局住宅部住宅管理課

イ 日時 公告の日から平成29年7月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階 第3入札室

イ 日時 平成29年7月18日午前11時

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成29年6月19日の午後5時までに競争参加の申出書を北九州市建築都市局住宅部住宅管理課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年6月19日の午後5時までに必着のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第3号アの場所と同じ

イ 日時 平成29年7月24日午前11時

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年7月21日の午後5時までに必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市建築都市局住宅部住宅管理課

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号

電話 093-582-2556

6 Summary

(1) Nature of the service to be procured

Lease and Maintenance residential smoke alarm devices in Kitakyushu City

(2) Deadline of Tender (by hand)

11:00a.m. July 24, 2017

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m. July 21, 2017

(4) For further information, please contact:

Public Housing Management Division, Housing Department, Buildings and City Planning Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第340号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年5月19日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 売り払う物件
別表のとおり
- 2 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建築都市局住宅部住宅整備課
 - (2) 期間 この公告の日（以下「公告日」という。）から平成29年7月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間
 - (1) 場所
 - ア 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建築都市局住宅部住宅整備課
 - イ 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市市民文化スポーツ局市民総務部広聴課
 - ウ 各区役所総務企画課及び出張所
 - (2) 期間 公告日から平成29年7月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間
 - (1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建築都市局住宅部住宅整備課
 - (2) 期間 平成29年6月1日から6月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- 5 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 入札日時 別表のとおり
 - (2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。
 - (3) 入札及び開札の場所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎15階15A会議室
- 6 入札に参加できる者の資格

- (1) 個人又は法人であること。
- (2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者
 - (ア) 入札を取り消されたことがある者
 - (イ) 落札者として資格を取り消されたことがある者
 - (ウ) 申込みを取り消されたことがある者
 - (エ) 正当な理由なく契約を締結せず、又は履行しなかった者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定及び契約規則第2条の規定に該当する者
 - ウ 北九州市との信頼関係を損なう行為がある者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
 - (ア) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの
 - (イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
 - (ウ) 次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - a 暴力団員が事業主又は役員となっている者
 - b 実質的に暴力団員がその運営に関与している者
 - c 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - d 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者
 - e 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力又は関与している者
 - f 自らの利益を得る等の目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - g 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (エ) 前記（ア）から（ウ）までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

- (1) 1物件につき5万円又は入札金額の100分の10以上
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、資格審査の上、売り払う。

(1) 受付及び申請書の交付をする場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局住宅部住宅整備課

(2) 受付及び申請書の交付をする期間

平成 29 年 8 月 17 日から平成 30 年 3 月 30 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに平成 29 年 12 月 29 日から平成 30 年 1 月 3 日までの日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

11 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局住宅部住宅整備課

電話 093-582-2548

別表 売り払う物件

番号	売り払う物件				入札日時
	所在地	地目	実測面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	
1	小倉北区鑄物師町 98 番 24	宅地	272.73	19,560,000	平成 29 年 7 月 12 日（水）午 前 10 時 00 分

北九州市公告第 3 4 1 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 9 年 5 月 1 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

（掲示により別紙省略）

北九州市公告第342号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年5月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

市民センター設置用AED（自動体外式除細動器）借入れ及び保守一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結日から平成34年8月20日まで（契約締結の日から平成29年8月20日までは機器等の設置準備期間とし、契約金額の支払いは平成29年8月21日から平成34年8月20日までの60箇月とする。）

(4) 履行場所 北九州市内の市民センター及び市民サブセンター（133館）

(5) 入札方法 総価（機器借入料及び保守料の合計額）により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成29年6月9日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課

イ 日時 公告の日から平成29年6月30日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成29年6月9日の午後5時までに競争参加の申出書を北九州市市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年6月9日の午後5時までに必着のこと。

(4) 入札説明会 入札説明会は実施しない。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 平成29年7月3日午後2時

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年6月30日午後5時までに必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2111

6 Summary

(1) Product and Quantity

Lease and Maintenance of Automated External Defibrillator

Quantity:133 units

(2) Deadline of tender (in person)

2:00p.m July 3, 2017

(3) Deadline of tender (by mail)

5:00p.m June 30, 2017

(4) For further information, please contact:

Regional Development Division,

Regional and Community Development Department,

Citizen Services, Culture and Sports Bureau,

City of Kitakyushu